

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 2年 1月29日	第38号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目 次	次	ページ
<b>告 示</b>		
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について （環境・地域環境対策課）	（第32号）	4
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 （健福・介護保険課）	（第33号）	5
○ 指定居宅サービス事業者等の廃止 （健福・介護保険課）	（第34号）	9
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について （環境・地域環境対策課）	（第35号）	12
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について （住都・住宅管理課）	（第36号）	14
○ 道路の占用の許可基準を定める要綱の一部改正について （緑土・道路管理課）	（第37号）	20
○ 指定管理者の指定について （健福・高齢福祉課）	（第38号）	26
○ 指定管理者の指定について （健福・高齢福祉課）	（第39号）	29
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について （緑土・緑地管理課）	（第40号）	30
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取 （住都・建築指導課）	（第41号）	31
○ 指定管理者の指定について （健福・保護課）	（第42号）	33
○ 名古屋市笹島寮において徴収する使用料の徴収事務委託 （健福・保護課）	（第43号）	34
○ 指定管理者の指定について （子青・青少年家庭課）	（第44号）	35
○ 名古屋市農業センター駐車場の有料期間 （緑土・農業センター）	（第45号）	38
○ 名古屋市農業センター臨時開所 （緑土・農業センター）	（第46号）	39
<b>教 育 委 員 会 規 則</b>		
○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則	（第1号）	40
<b>名 教 委 教 訓 令</b>		
○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部改正	（第1号）	41
<b>上 下 水 道 局 告 示</b>		
○ 地方公営企業法第33条の 2の規定に基づく水道メータ検針事務等の委託	（第2号）	42

- 地方公営企業法第33条の 2の規定に基づく水道料金の徴収事務の一部委託 (第3号) 44
  - 地方公営企業法第33条の 2の規定に基づく汚水排出量測定計器の検針事務等の委託 (第4号) 46
- 

公

告

- 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会) 47
-

## 教育委員会規則のあらまし

- 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則（第 1号）
    - 1 改正内容  
瑞穂公園陸上競技場の改築を行うため、教育委員会事務局生涯学習部に主幹（瑞穂公園陸上競技場の改築）を設置します。（第 9条関係）
    - 2 施行期日  
公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市教育委員会事務局規則の規定は、令和 2年 1月 1日から適用します。
- 

## 名教委教訓令のあらまし

- 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 1号）
  - 1 改正内容  
瑞穂公園陸上競技場の改築を行うため、教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課に主査（瑞穂公園陸上競技場の改築）を設置します。（第 2条関係）
  - 2 施行期日  
公布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の規定は、令和 2年 1月 1日から適用します。

名古屋市告示第32号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 1月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区金城ふ頭三丁目 2番 1の一部及び 2番 4の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第33号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

令和 2年 1月20日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社美月	美づきナースステーション	名古屋市中川区 富田町大字千音寺字南島3537番地の 1	令和 2年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社いんはぴ	訪問看護ステーションいんはぴ	名古屋市南区豊一丁目 6番18号	令和 2年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ファーストナース	訪問看護ステーションあやめ名古屋守山	名古屋市守山区 瀬古三丁目 705番地	令和 2年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月	サービスの種類
--------	--------	---------	------	---------

			日	
有限会社ジ・ジ	訪問介護事業所 Five Dock	名古屋市千種区山添町1丁目43番地の2	令和2年 1月1日	訪問介護
株式会社フォーブレイン	ヘルパーステーション グランディール	名古屋市北区北久手町14番地	令和2年 1月1日	訪問介護
合同会社Lirush	まっぴー訪問サービス	名古屋市北区大曾根三丁目17番5号	令和2年 1月1日	訪問介護
株式会社ハートフル	訪問介護ステーション ハートフル	名古屋市中区錦三丁目5番28号	令和2年 1月1日	訪問介護
株式会社ハートフル	訪問看護ステーション ハートフル	名古屋市中区錦三丁目5番28号	令和2年 1月1日	訪問看護
合同会社Best position	訪問介護Rise up	名古屋市昭和区滝川町32番地の1	令和2年 1月1日	訪問介護
サンライトガーデン株式会社	サンライトガーデン瑞穂ケア	名古屋市瑞穂区弥富通5丁目23番地	令和2年 1月1日	訪問介護
サンライトガーデン株式会社	サンライトガーデン瑞穂ナース	名古屋市瑞穂区弥富通5丁目23番地	令和2年 1月1日	訪問看護
MAAM合同会社	訪問介護こくあ	名古屋市熱田区一番二丁目28番25号	令和2年 1月1日	訪問介護
一般社団法人	ヘルパーステ	名古屋市中川区	令和2年	訪問介護

ますみ会	ーション星空	伏屋一丁目 114 番地	1月 1日	
合同会社剣慎	訪問介護 ア 일랜드	名古屋市天白区 植田南二丁目 923番地	令和 2年 1月 1日	訪問介護

### 3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社名東 介護センター	小規模多機能 エム・ケア 名東 サテラ イト	名古屋市名東区 高間町43番地	令和 2年 1月 1日	小規模多機能型居 宅介護 介護予防小規模多 機能型居宅介護

### 4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社フォ ーブレイン	デイサービス 北久手	名古屋市北区北 久手町14番地	令和 2年 1月 1日	地域密着型通所介 護

### 5 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
s o l i s 合 同会社	キュアライフ 憩	名古屋市熱田区 切戸町 3丁目77 番地	令和 2年 1月 1日	居宅介護支援
一般社団法人 なごや在宅応	在宅支援セン ターたつのこ	名古屋市南区柵 下町 1丁目 3番	令和 2年 1月 1日	居宅介護支援

援団		地		
----	--	---	--	--

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

## 名古屋市告示第34号

### 指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第75条第 2項、第78条の 5第 2項、第 82条第 2項、第 115条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 2年 1月20日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社美鈴工業	訪問看護ステーションみすず名古屋	名古屋市守山区 守牧町19番地	令和元年 11月18日	訪問看護 介護予防訪問看護

#### 2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
合同会社エール	ヘルパーステーションえる	名古屋市名東区 本郷三丁目21番 地の 1	令和元年 11月18日	訪問介護
有限会社ますこ	訪問介護事業所やすらぎ	名古屋市中村区 竹橋町28番 5号	令和元年 11月22日	訪問介護
株式会社パラ	ヘルパーステ	名古屋市北区北	令和元年	訪問介護

ス	ーション グ ランディール	久手町14番地	11月26日	
---	------------------	---------	--------	--

### 3 指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
株式会社ケン セイ	すこやか訪問 看護ステーシ ョン	名古屋市守山区 大字中志段味字 上寺林 104番地 の 3	令和元年 11月14日	介護予防訪問看護

### 4 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社ビー ネット	デイサービス らしく覚王 山	名古屋市千種区 月見坂町 1丁目 26番地の 1	令和元年 11月 7日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護

### 5 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
有限会社天禄 亭	デイサービス くるる	名古屋市緑区大 高町字鷺津 116 番地	令和元年 11月 6日	地域密着型通所介 護
株式会社パラ ス	デイサービス 北久手	名古屋市北区北 久手町14番地	令和元年 11月26日	地域密着型通所介 護

6 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
あすなろ合同 会社	あすなろケア プラン	名古屋市北区中 杉町 1丁目 3番 地	令和元年 11月13日	居宅介護支援
株式会社ユア クエスト	ケアプランな ると	名古屋市瑞穂区 弥富通 3丁目54 番地	令和元年 11月27日	居宅介護支援
有限会社トー キング	在宅支援セン ターたつのこ	名古屋市南区柵 下町 1丁目 3番 地	令和元年 11月27日	居宅介護支援
株式会社ケア プランみなみ	ケアプランう さぎ	名古屋市熱田区 白鳥三丁目 1番 1号	令和元年 11月29日	居宅介護支援
株式会社エイ テムテクノ ス	さぼてん新守 山介護保険相 談室	名古屋市守山区 金屋一丁目23番 18号	令和元年 11月29日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第35号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形  
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

なお、当該区域は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号エに該当します。

令和 2年 1月21日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定する区域

名古屋市港区潮見町 1番の一部、 1番 4の一部、 1番 7の一部、 8番の一部及び 8番 1の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン

一・一—ジクロロエチレン

一・二—ジクロロエチレン

トリクロロエチレン

鉛及びその化合物

<sup>ひ</sup>砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

## 名古屋市告示第36号

### 市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

令和2年1月21日

名古屋市長 河村 たかし

#### 第1 一般世帯向け区分

##### 1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下「定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の 2 の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しないものでないこと。

(8) 原則として、保証人 1 名を立てることができること。

## 2 申込み用紙の交付

### (1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、各方面事務所及び住まいの窓口

### (2) 日時

#### ア 各区役所及び各区役所支所

令和 2 年 1 月 28 日（火）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

#### イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

令和 2 年 1 月 28 日（火）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

#### ウ 住まいの窓口

令和 2 年 1 月 28 日（火）午前 10 時 00 分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00 分から午後 7 時 00 分まで。

### 3 申込みの受付

#### (1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の令和 2年 2月 7日（金）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

#### (2) 場所

##### ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階  
名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

##### イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階  
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先  
住まいの窓口

#### (3) 日時

##### ア 公募初日

令和 2年 2月 7日（金）午後 2時00分から午後 5時00分まで

##### イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

令和 2年 2月10日（月）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

令和 2年 2月 8日（土）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

### 4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 130戸

事故住宅 10戸

## 第 2 多家族・多子世帯向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

### 2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

### 4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 3戸

事故住宅 1戸

## 第 3 単身者向け区分

### 1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (平成18年政令第10号) 第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

- (6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第6項症までのもの及び第1款症のもの
- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
  - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過しない者
  - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

- 2 申込み用紙の交付  
第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 3 申込みの受付  
第 1の一般世帯向け区分と同じ。
- 4 公募予定戸数  
公営住宅  
空家住宅 21戸  
事故住宅 1戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第37号

道路の占用の許可基準を定める要綱の一部改正について

道路の占用の許可基準を定める要綱（平成19年名古屋市告示第 226号）の一部を改正しましたので告示します。

令和 2年 1月22日

名古屋市長 河 村 たかし

道路の占用の許可基準を定める要綱（平成19年 6月 8日制定）の一部を次のように改正する。

第29条第 1号中「工業専用地域内」を「原則として、工業専用地域内」に改める。

第32条第 2項第 6号を第 7号とし、第 3号から第 5号までを 1号ずつ繰り下げ、第 2号の次に次の 1号を加える。

(3) 車道寄りに設ける支柱は、歩車道境界から0.25メートル以上離すこと。

第37条第 1項中「道路の上空に設ける通路の取扱い等について」（昭和32年 7月15日付け建設省発住第37号建設事務次官ほか通達）を「道路の上空に設ける通路に係る建築基準法第44条第 1項第 4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」（平成30年 7月11日付け国住指第1201号、国住街第80号国土交通省住宅局建築指導課長ほか通知）及び「道路の上空の設ける通路に係る消防法第 7条の同意の運用について（通知）」（平成30年 7月11日付け消防庁予防課長通知）に改める。

第37条第 2号を第 4号とし、第 1号を第 3号として、同号の前に次の 2号を加える。

(1) 歩行者の安全の確保、道路交通の円滑化その他公共的な利便に寄与する

と認められるもので、かつ、次に掲げる施設どうしの連絡のために設けるものであること。

ア 国又は地方公共団体が設ける施設

イ 都市計画施設又は市街地再開発事業により設けられる施設

ウ 学校、病院その他これらに類する施設

エ その他施設間の連絡が特に必要と認められる施設

(2) 通路の路面からの高さは、5メートル以上とすること。また、電線、電車線の路面からの高さを考慮する必要がある場合は、これらに支障を及ぼさない高さとする。

第38条第4号中「通行する人数等に応じ最小限とし、原則として6メートル以下」を「想定される通行人数に応じた適切な幅員」に改める。

第38条第5号中「であること。」の下に「また、電線、電車線の路面からの高さを考慮する必要がある場合は、これらに支障を及ぼさない高さとする。」を加える。

第48条第2号中「収納枠及び広告物（以下この条から第50条までにおいて「収納枠等」という。）」を「広告物（収納枠を含む）」に改め、「形状は」を「場所及び形状については」に改め、「次に掲げるところ」を「原則として、次のアまたはイに掲げるところ」に改め、「によること。」の下に、「ただし、これにより難い場合は、ウに掲げるところによることができる。」を加え、「ア 原則として」を「ア 壁面広告」と改め、「（以下この条において「構造物」という。）」を削り、「イ 構造物に平面的に設置する収納枠等以外の収納枠等を設置する場合は、収納枠等」を「イ 突出広告 広告物（収納枠を含む）」に改める。

第48条第2号に次のように加える。

ウ その他通路広告 通路歩行者の支障とならない場所及び形状であること。また容易に移動しない構造であること。

第48条第3号中「イルミネーション、ネオンサイン、映像装置その他これらに類するものを使用しないこと。ただし、」を「デジタルサイネージその他の電光表示装置等を設置する場合は、」に改め、「ができるものについては、この限りではない」を「を表示すること」に改める。

第48条第 4号中「収納枠等」を「広告物（収納枠を含む）」に改める。

第49条第 2号中「収納枠等」を「広告物（収納枠を含む）」に改め、「形状は」を「場所及び形状については」に改め、「次に掲げるところ」を「原則として、次のアまたはイに掲げるところ」に改め、「によること。」の下に、「ただし、これにより難い場合は、ウに掲げるところによることができる。」を加え、「ア 原則として」を「ア 壁面広告」と改め、「（以下この条において「構造物」という。）」を削り、「イ 構造物に平面的に設置する収納枠等以外の収納枠等を設置する場合は、収納枠等」を「イ 突出広告 広告物（収納枠を含む）」に改める。

第49条第 2号に次のように加える。

ウ その他通路広告 通路歩行者の支障とならない場所及び形状であること。また容易に移動しない構造であること。

第49条第 3号中「収納枠等」を「広告物（収納枠を含む）」に改める。

第49条第 4号中「イルミネーション、ネオンサイン、映像装置その他これらに類するものを使用しないこと。ただし、」を「デジタルサイネージその他の電光表示装置等を設置する場合は、」に改め、「ができるものについては、この限りではない」を「を表示すること」に改める。

第50条第 2号中「収納枠等」を「広告物（収納枠を含む）」に改め、「形状は」を「場所及び形状については」に改め、「次に掲げるところ」を「次のアまたはイに掲げるところ」に改め、「ア 原則として」を「ア 壁面広告」と改め、「（以下この条において「構造物」という。）」を削り、「イ 構造物に平面的に設置する収納枠等以外の収納枠等を設置する場合は、収納枠等」を「イ 突出広告 広告物（収納枠を含む）」に改める。

第50条第 3号中「イルミネーション、ネオンサイン、映像装置その他これらに類するものを使用しないこと。ただし、」を「デジタルサイネージその他の電光表示装置等を設置する場合は、」に改め、「ができるものについては、この限りではない」を「を表示する等、表示内容に公共の利益に資する情報を含むようにすること」に改める。

第50条第 4号中「収納枠等」を「広告物（収納枠を含む）」に改める。

第50条第 5号を削る。

第52条の次に次の1条を加える。

(病院案内標識)

第52条の2 病院案内標識の占用については、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 占用者は、次に掲げる者のいずれかとする。

ア 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体

イ 一次救急医療機関、二次救急医療機関、三次救急医療機関、災害拠点病院及び災害協力病院に指定されている病院

(2) 大きさは、道路の見通しを妨げないよう最小限であること。

(3) 施設の名称又は所在以外の表示は行わないこと。

(4) 設置数は、原則として、1施設について2本までであること。

(5) 構造は、施設案内標識設置規格に定めるところによること。

第60条第4号中「幅員16メートル以上の」を「幹線」に改める。

第63条第2号中「平成9年11月名古屋市」を削る。

第66条を第68条とし、第65条の次に、次の2条を加える。

(観光案内板)

第66条 観光案内板の占用については、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 観光文化交流局長が観光客等の快適な移動を支援するために設けるものであること。

(2) 占用の場所は、原則として歩道上であること。

(3) 原則として、道路の方向に対して平行に設けること。ただし、道路管理者及び交通管理者と協議の上、道路の交通に支障を及ぼすおそれのない場合はこの限りでない。

(4) 歩道の有効幅員は、3.5メートル以上確保すること。ただし、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合は、2.0メートル以上とすることができる。

(5) 近傍に視覚障がい者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

(6) 大きさは、高さは3.5メートル以下とし、柱部分を除く表示部の鉛直投

影面積は 3平方メートル以下とすること。

- (7) 観光案内板の設置により道路上に死角を生じさせるものではないこと。  
ただし、死角から車道への飛び出し事故を防止するため、必要と認められる安全策が講じられる場合はこの限りではない。
- (8) 材質は、堅固なものであること。
- (9) 照明を使用する場合は内照式とし、明るさが殊更に運転者の視線を誘導し、又は視野を妨げないこと。デジタル機器を使用する場合も同様とする。
- (10) 音声を使用しないこと。ただし、道路の交通に支障を及ぼすおそれのない場合はこの限りでない。
- (11) デジタル機器を使用する場合、非常時に防災情報等の情報案内をすること。
- (12) 占有者名を表示すること。

(観光案内板添加広告)

第67条 観光案内板に広告を掲出する場合には、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 観光案内板の占有者との事業協定を締結した者が設けるものであること。
- (2) 広告枠の大きさは、案内板の高さ及び長さの範囲を超えないこと。
- (3) 材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与える恐れのないこと。
- (4) 歩行者が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者の視線を誘導し注視させることでその運転や速度に影響を与え、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- (5) 信号機、道路標識に類似し効用を妨げるような色彩を使用しないこと。
- (6) 名古屋市屋外広告物条例（昭和36年 4月 8日条例第17号）第 4条に基づく許可については、住宅都市局と協議し、その指導によること。

附 則

この要綱は、令和 2年 2月 1日から施行する。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第38号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 2年 1月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市都福社会館	名古屋市千種区西崎町 2丁目 4番地の 1 社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会 会長 小 崎 恵 子
名古屋市高岳福社会館	名古屋市東区泉二丁目28番 5号 社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会 会長 中 野 幸 夫
名古屋市上飯田福社会館	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 かくれんぼ・名古屋市北区社会福祉協議会コンソーシアム 代表者 神 野 英 之
名古屋市天神山福社会館	名古屋市西区花の木二丁目18番 1号 社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会 会長 堀 場 光 二
名古屋市名楽福社会館	名古屋市中村区名楽町 4丁目 7番地の18 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会 会長 後 藤 弘 康
名古屋市前津福社会館	名古屋市中区上前津二丁目12番23号

	前津なかよしコンソーシアム 代表者 水谷 巍
名古屋市八事福祉会館	名古屋市昭和区御器所三丁目18番 1号 社会福祉法人名古屋市昭和区社会福祉協議会 会長 大畑 領 治
名古屋市瑞穂福祉会館	名古屋市瑞穂区佐渡町 3丁目18番地 社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会 会長 浅井 慶 弐
名古屋市熱田福祉会館	名古屋市熱田区神宮三丁目 1番15号 社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会 会長 山 寄 梅 治
名古屋市中川福祉会館	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の1116 こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム 代表者 小 島 千 春
名古屋市港福祉会館	名古屋市港区港楽二丁目 6番32号 港区社協・名古屋おやこコンソーシアム 会長 松 岡 克 巳
名古屋市笠寺福祉会館	名古屋市南区前浜通 3丁目10番地 社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会 会長 相 原 邑 子
名古屋市守山福祉会館	名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号 社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会 会長 加 藤 章 一
名古屋市緑福祉会館	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1 こどもNPO・名古屋市緑区社会福祉協議会コン ソーシアム 代表者 尾 藤 宗 男
名古屋市名東福祉会館	名古屋市名東区上社一丁目 802番地 名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム

	代表者 小 崎 豊
名古屋市天白福社会館	名古屋市天白区原一丁目 301番地 たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議 会コンソーシアム 代表者 原 宏

2 指定の期間 令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第39号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 2年 1月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市老人いこいの家	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の1116 こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム 代表者 小 島 千 春

2 指定の期間 令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第40号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の4第2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第6条第3項の規定により告示します。

令和2年1月24日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 有料公園施設等の名称  
名城公園フラワープラザ
- 2 変更内容

令和2年2月7日（金）から同月8日（土）までの供用時間について「午前9時から午後4時30分まで」を「午前9時から午後9時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

## 名古屋市告示第41号

### 建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和2年1月24日

名古屋市長 河 村 たかし

#### 1 計画の概要

##### (1) 許可を受けようとする者

名古屋市北区落合町 233 番地

名古屋スバル自動車株式会社 代表取締役社長 小笠原 巧

##### (2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市天白区平針三丁目1006番、1007番及び1015番

2,717.89平方メートル

##### (3) 建築物の構造及び規模

工事種別 新築

主要用途 自動車販売店及び自動車修理工場

構造 鉄骨造

建築面積 1,539.32平方メートル

延べ面積 1,736.58平方メートル

最高の高さ 9.882メートル

#### 2 意見の聴取の事項

準住居地域内における作業場の床面積の合計が150平方メートルを超える自動車修理工場の新築について

3 日時

令和2年2月7日(金) 午後2時30分

4 場所

名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2872番地の3

名古屋市農業センター 農業指導館 講習室

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第42号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 2年 1月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市笹島寮	名古屋市中村区名駅南二丁目 9番22号 社会福祉法人芳龍福祉会 理事長 坂 本 巧

2 指定の期間

令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第43号

名古屋市笹島寮において徴収する使用料の徴収事務委託

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）第2条第1項に規定する使用料の徴収について、次のとおり委託しましたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示します。

令和2年1月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 委託した相手方

名古屋市中村区名駅南二丁目9番22号

社会福祉法人芳龍福祉会

理事長 坂本 巧

2 委託期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第44号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 2年 1月24日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市白金児童館	名古屋市昭和区御器所三丁目18番 1号 こころん・ふりあんコンソーシアム 代表者 大 畑 領 治
名古屋市高岳児童館	名古屋市東区泉二丁目28番 5号 社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会 会長 中 野 幸 夫
名古屋市前津児童館	名古屋市中区上前津二丁目12番23号 前津なかよしコンソーシアム 代表者 水 谷 巍
名古屋市上飯田児童館	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 かくれんぼ・名古屋市北区社会福祉協議会コンソ ーシアム 代表者 神 野 英 之
名古屋市守山児童館	名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号 社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会 会長 加 藤 章 一

名古屋市瑞穂児童館	名古屋市瑞穂区佐渡町 3丁目18番地 社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会 会長 浅井 慶 弐
名古屋市港児童館	名古屋市港区港楽二丁目 6番32号 港区社協・名古屋おやこコンソーシアム 代表者 松岡 克 巳
名古屋市中村児童館	名古屋市中村区名楽町 4丁目 7番地の18 社会福祉法人名古屋市中村区社会福祉協議会 会長 後藤 弘 康
名古屋市緑児童館	名古屋市緑区鳴子町 1丁目 7番地の 1 こどもNPO・名古屋市緑区社会福祉協議会コン ソーシアム 代表者 尾藤 宗 男
名古屋市千種児童館	名古屋市千種区西崎町 2丁目 4番地の 1 社会福祉法人名古屋市千種区社会福祉協議会 会長 小崎 惠 子
名古屋市中川児童館	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の1116 こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシア ム 代表者 小島 千 春
名古屋市名東児童館	名古屋市名東区上社一丁目 802番地 名東区社会福祉協議会・さくらコンソーシアム 代表者 小崎 豊
名古屋市天白児童館	名古屋市天白区原一丁目 301番地 たすけあい名古屋・名古屋市天白区社会福祉協議 会コンソーシアム 代表者 原 宏
名古屋市西児童館	名古屋市西区花の木二丁目18番 1号 社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会 会長 堀場 光 二

名古屋市熱田児童館	名古屋市熱田区神宮三丁目 1番15号 社会福祉法人名古屋市熱田区社会福祉協議会 会長 山 寄 梅 治
名古屋市南児童館	名古屋市南区前浜通 3丁目10番地 社会福祉法人名古屋市南区社会福祉協議会 会長 相 原 邑 子

2 指定の期間 令和 2年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第45号

名古屋市農業センター駐車場の有料期間

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第4条の規定により、名古屋市農業センターの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間として市長が指定する期間は、次のとおりとします。

令和 2年 1月24日

名古屋市長 河 村 たかし

使用料を納付しなければならない期間

令和 2年 2月22日から同年 3月15日まで

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市告示第46号

名古屋市農業センター臨時開所

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）第8条第3項の規定により、名古屋市農業センターの休所日を次のように臨時に開所する日に変更します。

令和2年1月24日

名古屋市長 河村 たかし

臨時に開所する日 令和2年2月25日、同年3月2日及び同月9日

名古屋市緑政土木局農業センター

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 月 20 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

#### 名古屋市教育委員会規則第 1 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項の表生涯学習部瑞穂公園整備推進の項の次に次のように加える。

瑞穂公園陸上競技場の改築	1 瑞穂公園陸上競技場の改築に関する事。	1
--------------	----------------------	---

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市教育委員会事務局規則の規定は、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月20日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

第2条生涯学習部スポーツ振興課主査（瑞穂公園整備推進）の項の次に次のように加える。

主 査（瑞穂公園陸上競技場の改築）

(1) 瑞穂公園陸上競技場の改築に関する事。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の規定は、令和2年1月1日から適用する。

名古屋市上下水道局告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき水道メータ検針事務等を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところにより告示する。

令和2年1月23日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 委託する事務の範囲

名古屋市水道事業から給水を受ける者に対する水道メータ検針事務及びこれに附帯する事務

2 委託の相手方等

委託の相手方	委託の対象となる区域	委託開始年月日
名古屋上下水道総合サービス株式会社	北区 西区 中村区 昭 和区 瑞穂区 熱田区 中川 区 港区 南区 緑区 天 白区 清須市 北名古屋市 あま市 海部郡大治町	平成23年4月1日
第一環境株式会社	千種区 東区 中区 守山 区 名東区	令和2年2月1日

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（地方公営企業法第33条の2の規定に基づく水道メータ検針事務等の委託についての廃止）

2 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく水道メータ検針事務等の委託に

ついて（平成23年名古屋市上下水道局告示第6号）は、廃止する。

## 名古屋市上下水道局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき水道料金等の徴収事務の一部を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところにより告示する。

令和2年1月23日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

### 1 委託する事務の範囲

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号。以下「給水条例」という。）第23条に定める給水料（以下「水道料金」という。）並びに名古屋市及び給水条例第1条各号に掲げる区域における下水道使用料（以下「水道料金等」という。）の徴収事務のうち、次に掲げる事項

- (1) 納入通知書及び督促状の未到達分の配布
- (2) 未納の水道料金等の督促
- (3) 名古屋市水道事業から給水を受ける者からの水道料金の納入の受領
- (4) 名古屋市及び給水条例第1条各号に掲げる区域において公共下水道を使用する者からの下水道使用料の納入の受領
- (5) 前2号により収納した水道料金等の名古屋市上下水道局への払込み
- (6) 前各号に定める事務に附帯する事務

### 2 委託の相手方等

委託の相手方	委託の対象となる区域	委託開始年月日
名古屋上下水道総合サービス株式会社	清須市 あま市 海部郡大治町	平成24年4月1日
第一環境株式会社	千種区 東区 中区 守山区 名東区	令和2年2月1日

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(地方公営企業法第33条の2の規定に基づく水道料金等徴収事務の一部委託  
についての廃止)
- 2 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく水道料金等徴収事務の一部委託  
について(平成24年名古屋市上下水道局告示第8号)は、廃止する。

名古屋市上下水道局告示第4号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき汚水排出量測定計器の検針事務等を委託することとしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項に定めるところにより告示する。

令和2年1月23日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 委託する事務の範囲

名古屋市公共下水道の利用者に対する汚水排出量測定計器の検針事務及びこれに附帯する事務

2 委託の相手方等

委託の相手方	委託の対象となる区域	委託開始年月日
名古屋上下水道総合サービス株式会社	北区 西区 中村区 昭 和区 瑞穂区 熱田区 中川 区 港区 南区 緑区 天 白区	平成23年4月1日
第一環境株式会社	千種区 東区 中区 守山 区 名東区	令和2年2月1日

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（地方公営企業法第33条の2の規定に基づく井水量測定計器の検針事務等の委託についての廃止）

2 地方公営企業法第33条の2の規定に基づく井水量測定計器の検針事務等の委託について（平成23年名古屋市上下水道局告示第8号）は、廃止する。

## 農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年 1月20日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

### 1 開催日時

令和 2年 1月24日（金）午後 3時30分

### 2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室  
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

### 3 議案

- 第 1号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について
- 第 2号議案 農地法第 3条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 第 3号議案 農地法第 3条の規定による地上権設定許可申請について
- 第 4号議案 農地法第 5条の規定による賃借権設定許可申請について
- 第 5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
- 第 6号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 7号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3条の規定による承認について
- 第 8号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4条第 3項の決定について
- 第 9号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

名古屋市農業委員会事務局農政課